⑹　本工事は、公共工事の品質確保の促進に関する法律第18条に規定する「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」（以下「技術提案・交渉方式」という。）の設計交渉・施工タイプの対象工事であり、優先交渉権者として選定された者と設計業務の契約を締結した後、発注者と優先交渉権者との間で締結される基本協定に基づき価格等の交渉を実施し、交渉が成立した場合に建設工事の契約を締結する。

⑺　本工事は、競争参加資格確認申請を行った者のうち、競争参加資格が確認された者に対して技術提案書の提出要請を行い、技術提案書の提出を行った者と技術提案書の内容に係る技術対話を実施し、技術評価点が最も高い者を優先交渉権者として選定する。

なお、優先交渉権者と価格等の交渉が成立しなかった場合は、次順位の者と同様の手続きを行い、以後交渉が成立するまで次順位者以降の者と同様の手続きを行う。

⑻　本工事は、建設工事の契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、本手続きに係る技術提案の範囲を除くものとする。

⑼　本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出、見積等を電子入札システムで行う対象案件である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

本工事の電子入札システム及び港湾空港入札情報サービス（ＰＡＳ）の登録は、「入札方式」を「公募型指名競争入札」としている。

⑽　本工事のうち、設計業務の発注規模は1,700万円程度（税込み）、建設工事の規模は18億円程度（税込み）を想定している。

⑾　本工事の設計業務及び建設工事は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象案件である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

⑿　本工事のうち、建設工事については、契約締結後、総価契約の内訳として、単価等について合意を行う「総価契約単価合意方式」の対象工事である。

なお、本方式の実施にあたっては、単価等を個別に合意する方式を基本とするが、受注者の希望により、単価を一括的に合意する方式も可能とする。

⒀　本工事のうち、建設工事に係る契約締結は、契約締結年度の予算が成立し、予算の確保がなされることを条件とするものとする。

⒁　本工事のうち、建設工事については、休日を確保した場合、請負工事成績評定で評価する試行工事である。

⒂　本工事のうち、建設工事については、若手技術者を主任技術者又は監理技術者として配置した場合、請負工事成績評定で評価する試行工事である。

⒃　本工事のうち、建設工事については、働きやすい職場環境を整備した場合、請負工事成績評定で評価する試行工事である。

⒄　本工事のうち、建設工事については、担い手育成活動を実施した場合、請負工事成績評定で評価する試行工事である。

⒅　本工事のうち、建設工事については、工事期間中の真夏日の日数に応じて、熱中症対策に資する現場管理費の補正を行う試行工事である。

⒆　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年５月31日法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。

⒇　本工事は、競争参加資格を有すると認められた者に対し、見積参考資料を開示する試行工事である。

(21)　本工事は、若手の主任（監理）技術者を定期的に指導する経験豊富な技術者（技術指導者）を配置できる「若手技術者登用促進型」の試行工事である。

なお、技術指導者の配置については、参加表明書の提出者が選択できるものとする。若手主任（監理）技術者は、令和２年４月１日時点で満40歳未満の者とする。

(22)　本工事は、港湾建設業等における労働賃金改善に関する取組みを促進するための「労務費見積り尊重宣言」促進モデルの試行工事である。

２　競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）、又は経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。）、若しくは単体有資格者であること。

なお、特定ＪＶとして競争に参加する場合は、別に公示する特定ＪＶの資格決定を受けること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年４月30日勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　近畿地方整備局における平成31・32年度港湾土木工事に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であること。

建設工事の契約締結にあたっては、建設工事の見積り合わせの日までに、近畿地方整備局における令和３・４年度港湾土木工事に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であること。なお、当該資格の決定を受けていない場合は、本工事の競争参加資格を認めず、以後の手続きには参加できないものとする。

⑶　近畿地方整備局における平成31・32年度港湾土木工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が1,150点以上の者であること（会社更生法（平成14年12月13日法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年12月22日法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該港湾土木工事における客観点数が1,150点以上であること。）。

⑷　特定ＪＶの代表者、又は経常ＪＶの代表者、若しくは単体有資格者は、設計業務の優先交渉権者の選定時までに近畿地方整備局（港湾空港関係）における平成31・32年度建設コンサルタント等に係る一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていること。

⑸　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑶の再審査を受けた者を除く。）でないこと。

⑹　平成17年４月１日以降、申請書の提出期限までに、元請けとして完成・引渡しが完了した次の要件を満たす同種工事の施工実績を有する者であること。なお、経常ＪＶにおいては構成員のいずれかが施工経験を有していればよい（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。

また、当該施工実績が国土交通省が発注した工事のうち説明書に示すものに係る施工実績である場合にあっては、「請負工事成績評定要領」（平成21年３月31日付け国港技第105号の２）第５第２項に規定する評定点（以下「評定点」という。）が説明書に示す点数未満のものを除く。

同種工事は次のとおりとする。

㈠　特定ＪＶの代表者、又は経常ＪＶの代表者、若しくは単体有資格者にあっては、船舶の航行に配慮しながら海上において鋼管杭、鋼管矢板の打ち込み（圧入を含む。建込みは含まない。）をした工事の施工実績を有すること。

㈡　特定ＪＶの代表者以外の構成員、若しくは経常ＪＶの代表者以外の構成員にあっては、海上において鋼管杭、鋼管矢板の打ち込み（圧入を含む。建込みは含まない。）をした工事の施工実績を有すること。